

1. 本市の保育行政の課題について
2. 難聴児への支援について
3. ギャンブル依存症を防ぐための取り組みについて

1. 本市の保育行政の課題について

社会情勢の変化と共に保育の流れは大きく変わっています。少子化が大きな政治課題である一方、乳児保育のニーズが高く、保育園を整備しても待機児童は減らず、本市においても年度初め待機児童は2人いました。10年前の2007年は本市における0歳児は6,317人でそのうち保育園に入園している子どもは8.3%523人、12人に1人でしたが、10年で状況は大きく変化しました。出生数は569人少なくなっているにもかかわらず、0歳児の入園数は1,250人で5人に1人が保育園に通っています。1歳児は58.6%10人に6人が保育園に通っている状況です。このような状況と児童虐待件数の増加などを受け、このたび10年ぶりに「保育所保育指針」の改定が行われます。

そこで最初の質問です。

1) 2018年度「保育所保育指針の改定」を見据えた本市における公立保育園の果たすべき役割と機能について

■市長

石附議員のご質問にお答えします。

10年振りの改定により来年度4月から施行される保育所保育指針では、幼児教育の積極的な位置づけ、3歳未満児保育の内容の充実や子どもの健康及び安全な保育環境の確保などが主な改定内容となっています。全ての保育園は、新しい保育指針のもと、多様化する保護者の保育ニーズに的確に伝えていく必要があります。

その中で、公立保育園は関係機関や団体とのつながりも生かし、地域全体の保育水準を向上させる役割を担うとともに、児童が少ないなどの理由から私立保育施設が参入しにくい地域において、子育て支援の中心的施設としての役割があると考えています。

今回の改定で私が一番注目することは第5章「職員の資質・専門性の向上」です。国は民間保育所の待遇改善も併せて取り組み、0.1.2歳児の乳児保育にかかわる専門性を一層求めています。認定こども園、施設給付に移行した幼稚園は今までは乳児

保育はやっていなかったわけですから、乳児保育の専門性において公立保育園はまさにそこをリードする役割を担っています。質の保障は職員構成と勤務体制に依るところが大きいと考えます。本市公立保育園 87 園には約 3,000 人の職員がいます。内訳は正規職員 652 人、非正規職員延べ 2,334 人で 4 分の 1 が正規職員、4 分の 3 が非正規職員です。非正規職員の方の勤務は産休代替などの 22 条職員、8 時間臨時職員、6 時間以下の人、早朝・延長の 2 時間や 3 時間等の短時間勤務など大変複雑になっています。そこで、以下の質問を行います。

2) 現在の職員構成（正規職員と非正規職員の割合）と年齢別職員数の実態把握から見えてくる課題について

ア 多種多様な雇用形態の職員が混在する中での（保育所保育指針が目指す）保育の質の保障と保育士の専門性の向上について

■子ども未来部長

公立保育園に従事する職員は、正規職員の他に任期付職員や臨時職員など多様な雇用形態があり、勤務時間も多岐にわたっています。現在のように低年齢児の入園が増え続けている状況では、より多くの子どもを受け入れるために臨時職員の担う役割は大きく、延べ人数では保育士全体の約 78%に達します。

子どもを安全に保育し、すこやかな育ちを促すことは全ての職員に必要であり、乳児保育や障がい児保育、食物アレルギー児への対応などについて、園内で情報共有を図っています。

併せて、日々の保育の中でも、主に園長や主任が一人ひとりの職員の状況に合わせた指導を行うことで、保育の質と専門性の確保を図っています。

■再質問

研修の取り組みは評価しますが、職員の 4 分の 3 を占める臨時職員への研修の不十分さを指摘しておきます。8 時間臨時で担任を持っている職員も多いますが、臨時であることで研修は年に 1 回のみです。臨時職員の研修体制再考の必要があると考えますがいかがでしょう。

■こども未来部長

臨時職員についての研修は現在年に 1 度ですが、お子さんに対しての責任は変わらないので朝例であるとか様々は部分を通して保育の質の向上を図っています。

イ 今後 10 年間の保育士人材確保について

パネルをご覧ください。本市のすべての正規職員 696 人の年齢別分布を表にしたも

のです。年齢別職員数については昨年 2 月の一般質問でも取り上げましたが、当時は 60 歳から 55 歳までに大きな山が 2 つありました。最大の山であった当時 58 歳 43 人の方はすでに退職されています。今回のパネルはそれから 3 年経ったものですが、今回の最大の山は 30 歳 38 人です。2015 年から退職者以上の採用を行い過去 5 年で 12 人の増員をおこなったことも大きいと一定の評価をします。しかしながら私が今回の表を見て大変心配していることは、55 歳から 45 歳までの約 10 年の間の層の薄さです。4 人や 3 人が続きます。過去において保育士の採用がなかった時期があり偏りが生じていますが、今後 10 年間の保育士の人材確保についてお聞かせください。

■こども未来部長

現在の公立保育園における正規の保育士の年齢分布はアンバランスとなっており、特に 50 代後半の職員が定年退職する 5 年後には、40 代以上の職員が大幅に少なくなります。そのため、保育士の人材確保にあたっては、近年、退職者数を超える採用を行うとともに、受験資格の年齢要件を 39 歳まで拡げています。

今後も、公立保育園における正規職員の確保に努めるとともに、意欲的な臨時保育士には、任期付職員への移行を促すなど、保育士確保に努めていきます。

保育現場は職員が疲弊しています。現状を変えるには、非正規職員の処遇改善も含め、正規職員の増員なくしては考えられません。更なる検討をお願いします。

ウ 意欲ある園の管理者（園長・主任）の育成について

本市には公立保育園が 87 園あり、園長・主任は 174 人必要になります。これは正規職員の 4 分の 1 です。先に示したパネルから推測すると、5 年後には 50 代後半の約 90 人が退職し、保育経験の少ない保育士や 30 代の保育士が園長、主任になっていくことが考えられます。中堅、若い人も園長になる可能性をチャンスととらえ、保育所保育指針が改定される今、意欲のある園の管理者の育成に、知恵と力を注ぐことが重要と考えます。育成についてお聞かせください。

■こども未来部長

公立保育園において、40 代以上の保育士が減少していく中で、今後、園長及び主任職は、現在より若い世代での登用を進めていく必要があります。

そのため、全ての保育士を対象に年齢、経験年数に応じた研修を行い、保育業務に必要な知識と技術の習得により、役割・責任を学んでいます。

3) 区役所の体制強化について

ア 指導保育士、園長の果たす役割と業務内容について お聞きします。

■こども未来部長

各区に配置される指導保育士は、公立保育園の園長を経験した課長補佐級の職員で、区内の保育園を統括し、公立保育園の職員育成や重要課題への対応、臨時職員の採用なども行うほか、指導保育士会議を通じて全区の指導保育士と連携し、情報共有を図りながら、全市的な保育の質の向上に努めています。また、保育園の園長は、係長級の職員で、園を統括し、職員の育成・指導や人事管理及び保護者や地域、関係機関への対応など、多岐にわたる業務に当たっています。

今の答弁のように、園長の業務は複雑で多岐にわたっています。到底時間内に一人で出来る仕事ではありません。指導保育士も同様でさらに責任と役割が重くなります。後輩保育士にとって「園長・指導保育士は大変なだけ」とならないように思います。

イ 業務の適正化に向けた業務分担と人的配置について

■こども未来部長

区の指導保育士は、区内の保育園を統括するため、各種会議や園などに出向くことが多いほか、事務処理業務も多いため、多忙を極めています。

過去には、中堅保育士が事務部門に異動し、再び保育現場に戻る取り組みを行っており、各区の指導保育士の補助として配置することができれば、指導保育士の負担軽減にもつながると考えていますが、現時点では現場での保育士確保が優先されるため、実施できていない状況です。また園長には、保育士としての専門的な知識と経験が必要とされており、その業務の補佐を主任保育士が務めています。

現在、規模の大きい 8 園に事務の補助職員を配置していますが、業務削減の抜本的な対策とはなっていません。

指導保育士や園長の業務が多忙であることは認識していますので、職員配置を含め、業務の効率化や削減に積極的に取り組んでいきます。

人的配置が難しい中、私は今まで述べてきた問題の解決には仕組みを変える必要があると思っています。現状の仕組みの中ではすでに限界であり、組織自体が現状に合わないのだと思います。

私がここで提案したいことは、区役所での保育行政を健康福祉課から独立させて、今後、保育担当室または保育支援課などを作ることです。室や課であれば指導保育

士と担当職員数名が専念して保育行政に従事できます。今回本市ではいくつかの危機管理上の事案が発生しましたが、保育園の指導、事務手続き等を一括して行い、保育士の質の向上と共に、虐待対応、危機管理、防災など今後予想される様々な困難事案に迅速に柔軟に対応できるものと考えます。

部署の強化・改編と同時に、園長においても園全体の管理責任者としてきちんと処遇される必要があると考えます。

ウ 各区における保育担当部署の強化とそれに伴う指導保育士、園長の職位の格上げについて

■こども未来部長

今年度から、子ども・子育て関連施策を専門的に展開するこども未来部を新設し、子ども施策の充実を図っています。

ご提案の各区の保育担当部署の強化については、区全体の業務バランスや組織体制に関わることでありますので、指導保育士の職位と合わせて検討が必要と考えています。

また、大規模園の園長は60名ほどの職員管理を行う場合もあることから、その職責が重いことは認識しています。

議員ご提案の保育担当部署の強化と指導保育士などの職位の格上げについては、関係部署と協議しながら検討していきます。

■再質問

保育担当部署についてです。2016年9月議会で伊藤健太郎議員が区役所健康福祉課の庶務事務を1課で担っているのは新潟市と北九州市のみであり、他都市での2課体制・3課体制をあげ、保育園など児童福祉施設での事故や虐待等緊急性の高い案件が発生するおそれがあり、本市において検討を求めています。本市の保育行政を考えた時に、区役所にも保育を一元的に扱う部署の創設について、積極的に検討を進めていくという姿勢を持つことが大切と考えますがいかがでしょうか。

■こども未来部長

区役所の担当部署の創設については区全体のバランスがありますので、区をはじめ関係部署と協議して検討を進めていきます。

■再質問

職員の格上げについて再質問します。指導保育士、園長の職位について、今の説明では保育園は係長級の機関であるため、園長を管理職として位置付けることはできないとのことですが、政令市20市を比べてみますと、課長補佐級は千葉市、相模原

市、静岡市の3市、係長の格付けのまま課長級を置いているのがさいたま市、また大規模園・困難園・エリアサポート園など中心となる園に課長を置いているのが静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、福岡市の4市ありました。

現在本市の88人の園長は係長が64人、主幹が24人です。在園児150人、職員が60人を超える大規模園がいくつもある中で、管理職でないということが私には理解できません。新潟市も課長級に引き上げることを前向きに検討する必要があると思いますがいかがですか。

■こども未来部長

他の政令市では議員ご紹介の通り、様々な格付け、職位を持っていることは承知しています。本市と同じく係長級もあり様々かと思います。指導保育士、および園長の職務の格上げにつきましても、その職務は重くなっていますので、その職責に応じて検討してまいりたいと思っています。

10年ぶりの保育所保育指針の改定は、大袈裟な表現になりますが保育士の専門性向上なくして、子どもの未来が失われる状況であるということです。ぜひ、保育担当部署、園長の職位格上げを前向きに検討していただき、本市の公立保育園が本市全体の保育をリードしていくことを期待します。

2. 難聴児への支援について

6月の一般質問で公明党の志賀泰雄議員が「新生児聴覚検査の受診勧奨と公費助成について」質問をされ、私も同様に考えるところです。今年になって難聴児を持つ保護者の皆さんと出会う機会がありました。ある方は2009年から始まったこの検査を受けて難聴であることがわかり医療機関を受診し聾学校の乳幼児教室に通って様々な支援を受けたと話されました。別の方はそれ以前に出産され赤ちゃんは検査は受けておらず2歳になって何かおかしいと思い検査を受けたら難聴と診断され大変ショックを受けたそうです。また、お子さんの難聴が軽度だったため検査では見つからず、就学前検診で初めて難聴とわかったという方は「聞こえていないとは全く思わなかった。でも今思えばテレビの音も大きく、人と違った個性的な子だと思っていた」と言われました。どの親御さんも当初は自分を責め、その後子どもが難聴であるということを受け入れ、子どもの聞こえの状況に合わせて養育していくことは並大抵なことではなかったらと察します。その意味では難聴児の支援と合わせて保護者への支援を総合的に行っていくことが重要と考えます。

聴覚障害をもって生まれてくる子どもは重い難聴の場合0.2%1,000人に2人、軽度・中等度難聴も入れるともっと多くなります。

1) 本市における難聴児の児童・生徒数の実態について

■教育長

本市の小・中学校に在籍している難聴の児童生徒数についてお答えします。今年度、小学校に在籍している難聴の児童は、49人、中学校に在籍している難聴の生徒は22人、合計71人です。これは、全小中学校在籍児童生徒数の0.12パーセントに当たります。また、本市に住所があり、県立新潟聾学校に在籍している難聴の幼児児童生徒は、幼稚部が8人、小学部が8人、中学部が4人、高等部が6人で合計26人です。

今、児童・生徒数の実態についてお聞きしましたが、その子たちがどのように育ちを支えられてきたか話します。本市では新生児聴覚検査の受診率は約94%です。早期に発見され、適切な支援があれば、コミュニケーションや言葉の発達が促されます。聾学校での乳幼児教室、幼稚部での専門の療育指導は、子どもたちの発達を保障します。保護者にとっては専門家からの適切なアドバイスを受け、保護者同士が悩みや経験を分かち合う重要な場になっています。その後、聾学校の小学部にそのまま入学する子もいますが、地域の小学校に通う子が多くなっています。では、地域の学校に通う子どもたちが受けている支援をお聞きします。

2) 難聴通級指導教室の状況について

■教育長

本市では、鏡淵小学校、万代長嶺小学校、新津第一小学校、巻南小学校に各1教室ずつ難聴通級指導教室を設置しています。今年度、この4教室の難聴通級指導教室を利用している児童は28人、教育相談として利用している中学生は6人です。

週2時間程度、発音や発語、語彙の拡充、正しい言葉遣い、補聴器のフィッティングなど、難聴の特性に関わる指導を中心に指導を行っています。また、助詞の使い方や耳から覚える九九など教科学習のポイントについても指導を行っています。

今のお話で、通級指導教室の役割は大きいと評価します。そこで再質問します。

■再質問

難聴通級指導教室を担当する先生方には、専門的かつ総合的視点から子どもの育ちに寄り添った指導が必要になってきますが、養成システム、専門研修はどのように行われ、今後もその専門性をどう担保されていくか、お聞かせください。

■教育長

担当者の育成については、今年度から国立特別支援教育総合研究所が実施する特別支援教育専門研修の聴覚障害コースに受講者を派遣しており、計画的・継続的に通級支援教室の担当者の養成を進めます。また通級教室担当者会での研修、総合教育センター主催のスキルアップ研修等を定期的に行い、専門性の向上を図っていきます。

是非、専門性の担保に務められることを求めます。次に中学生の現状に移ります。

3) 難聴のある中学生への支援の現状について

ア 白新中学校難聴特別支援学級の設置の経緯と役割について

■教育長

白新中学校難聴特別支援学級は、補聴器などを使用した状態で、通常の会話の聞き取りが部分的にできにくく、難聴から生ずる学びづらさを改善・克服するための特別な指導を系統的・継続的に行う必要がある生徒の教育を目的として、昭和50年4月に設置されました。

そのため、学校生活や授業での困難への支援や一人一人の状況に応じた学びの保障、日々の学びづらさに対するカウンセリングなどを役割としています。

■再質問

先日、青木学議員と共に白新中学校を視察させていただきました。今現在は他の障がいの伴わないお子さん3年生3名在籍し、交流教室を中心に学習をされていました。今後も入学してきた子どもの状況に応じて、柔軟にプログラムや支援を検討されていかれるのか、その点を確認させてください。

■教育次長

難聴特別支援学級に限らず、すべての特別支援学級は一人ひとりの子どもの状況やニーズ、保護者の願いに応じ教育課程を編成し柔軟に対応していきます。

■再々質問

白新中学校難聴特別支援学級は地域のセンター的役割として、他校の難聴中学生の定期的な教育相談を行う機能は有しているのでしょうか。

■教育次長

白新中学校難聴特別支援学級が他校の定期的・継続的な指導は行っていません、ただ要請によって柔軟に対応していくことはあります。

■再々々質問

過去も何度かあったのでしょうか

■教育次長

過去にも相談はあったと聞いています。

難聴のある中学生にとって、聾学校の中学部、白新中学校難聴特別支援学級に通う子ども以外、約20人の子どもが地元の中学校に通っています。

イ 通級指導面における中学生への支援はどのようにされているのか。お聞きします。

■高居教育次長

難聴の中学生への指導内容は、自己の障がいの理解や聞こえづらさの認知など障がいの特性に関わる支援や相談が主となることから、必要なときに、小学校の頃に指導を受けていた小学校難聴通級指導教室に連絡し、教育相談として支援を受けています。今年度は、6人の生徒がこの教育相談を利用し、発音や聞き取りのトレーニング、補聴器の調整を行いました。

また、県立新潟聾学校の難聴通級指導教室を利用している生徒が3人います。

今のお話では、地域の中学校に通っている中学生は、小学校の通級教室の先生が教育相談という形で支援している状況です。しかしながら、小学校の通級教室の先生は本来業務で手一杯な状況と察します。また、中学生には授業や学校生活全般において、また3年生になれば高校受験に向けて、小学生とは違った支援や合理的配慮、専門性が求められます。

例えば、小学校では、ほとんどの時間その子を理解してくれている担任が授業をしますが、中学校では教科担任制で、部活や行事などは、担任外の先生やクラス以外の友達と過ごす時間も多くなります。学習の内容が増え、授業のスピードも早くなり、小学校では問題を感じていなかった子も「聞こえない」ということで学習面、生活面、友達関係などで困難を感じるが多くなってきます。ある方は「小学校と違いおしゃべりが友人関係の中心になり、聞こえるふり、わかったふりをしながら過ごすこともあり、子どもたちは他の子と違うことで自己肯定感が低くなる」と、自分の聞こえと障がい受容に子どもたちが悩んでいる状況を話されました。

それらを含め、中学校では全職員の理解と支援が必要になってきます。

4) 今後の支援のあり方について

ア 通級指導教室の設置、あるいは専門担当者による訪問支援の検討について

■高居教育次長

中学校難聴通級指導教室の設置については、支援会議の開催や個別の教育支援計画による合理的配慮の提供、特別支援教室コーディネーターを中心とした相談体制の整備などをさらに進めた上で、保護者のニーズや各区教育支援センターと小学校難聴通級指導教室からの情報をもとに、状況を踏まえて設置を検討していきます。

専門担当者の訪問支援については、これまでは学校支援課や特別支援教育サポートセンターの指導主事を派遣し、対応してきました。

今年度からはそれに加えて、特別支援教育サポートセンターに配置した言語聴覚士を派遣することも可能です。このことについて、今後より一層の周知を図っていきます。

■再質問

難聴児は少数で目立たないだけに取りこぼされてきた側面もあるかと思しますので、答弁頂いたように支援会議の内容を充実して頂きたいと思えます。また特別支援教育サポートセンターの活用、言語聴覚士としての専門の立場からの指導は重要と考えます。私がさらに望むことは、中学生の発達心理、教育現場をよく知っている難聴支援の教員としての高い専門性です。なぜなら、最近ではインクルーシブ教育システムの構築と、補聴器の機能向上や人工内耳の普及、ロジャーなどの補聴支援機器の活用などにより、軽度・中等度の難聴児だけでなく重度の難聴児も地域の学校で教育を受ける可能性が広がっています。設置は難しいとのことでしたが、状況を見つつ中学校における難聴通級指導教室の設置について、積極的に検討を進めていくという姿勢を持つことが大切と考えますがいかがでしょうか。

■高居教育次長

小学校ではロジャーを使っている児童が13人、中学校でも1人います。先ほどの繰り返しになりますが、中学校の通級指導教室の設置につきましては、各学校における支援会議や合理的配慮の提供、特別支援教育コーディネーターを中心とした相談体制の整備を進めたいと、小学校通級教室の利用者、通級者の推移、保護者・本人のニーズ、各区の教育支援センター、小学校の難聴通級指導教室のそれぞれの専門家からの情報をもとに検討していきたいと思っています。

私としては支援会議の充実は一步前進だと評価しますが、中学校における通級指導教室の設置はやはり積極的に検討を進めていくべきと考えます。

最後に特別支援教育奨励費についてお伺いします。

現在難聴のある中学生が小学校の通級教室に通っていますが、小学生の時には支給

された特別支援教育奨励費は支給されません。小学生の時と同様に奨励費を支給すべきと考えますがいかがでしょうか。

イ 特別支援教育奨励費について

■高居教育次長

特別支援教育就学奨励費とは、通級指導教室を利用する際の児童生徒と付添保護者の交通費を補助する制度です。

小学校に設置されている難聴通級指導教室を利用する小学生には支給されますが、教育相談として利用する中学生には支給されていません。

教育相談として難聴通級指導教室を利用する中学生の交通費の補助については、引き続き検討していきます。

通級教室のない現状では、中学生になって教育相談という形で指導を受けているため支援の該当イにならないことはわかりました。しかし、こうした指導がなければ難聴児が地域の学校で学ぶことは困難です。回数は少ないのかもしれませんが交通費が自己負担になっていることは、他の障がいのある子も含めて合理的配慮の視点からも再検討されるべきと考えます。

今後、難聴児への支援が進むことを期待してこの質問は終わります。

3. ギャンブル依存症を防ぐための取り組みについて

私の友人に長くギャンブル依存症に苦しんでいた人がいます。10代の頃からパチンコ店に通い、遊びや憂さ晴らしと思っていた遊技がいつの間にか多額の借金をし、家族が肩代わりを繰り返し、現在は離婚し、県外の回復施設で回復を続けながらスタッフとして働いています。相談を受けた時はまさかそんなことが起こっていたなどと想像もできませんでした。またDVや離婚問題の相談では、夫のギャンブルの多重債務により、妻にも妻名義で借金をさせられ、DVが激化し、離婚というケースも少なくありません。たかがパチンコ、仕事も家族も失うくらいなら止めればいい、意志が弱いからだと言われがちですが、自分の努力ではやめられないものになっています。なぜならばギャンブル依存症は脳の機能不全を伴う病気であるからです。すでにWHOで「病的賭博」と認定されています。しかしそれに効く薬はまだなく、専門的に治療してくれる医療機関も少ない現状です。2014年の厚生労働省発表によりますと、国内の推定罹患者数は536万人であり、推定罹患率は成人人口の約5%であり（男性8.8%、女性1.8%）と男性に多く見られ、成人の約20人に1人がギャンブル依存症に罹患していることとなります。諸外国の罹患率が1%前後であ

ることと比較しますと、日本は突出して高い罹患率であることがわかります。

1) 相談から見える本市におけるギャンブル依存症の現状

■保健衛生部長

本市では、ギャンブル依存症についての相談は、こころの健康センターで実施する精神保健福祉相談やくらしとこころの総合相談会でお受けしています。精神保健福祉相談における電話や面接での相談件数は、平成 26 年から 28 年の 3 年間横ばいで、年平均 30 件でした。依存症の相談では、アルコール依存症に次いで多くなっています。また、くらしとこころの総合相談会では、3 年間で相談件数は 3 件でしたが、これとは別に、借金に関する相談のうち 7 件はギャンブルが要因となっており、借金の背景にギャンブル依存の問題があってもご本人やご家族が依存症であるということを実感していないケースもあると考えています。

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」、いわゆる「カジノ解禁推進法」「IR 推進法」が昨年 12 月 15 日に成立しました。この法律制定の過程では暴力団対策、マネー・ロンダリング、そしてギャンブル依存症の拡大、多重債務問題、青少年への悪影響等が指摘されました。借金や社会的孤立に陥り失踪や自殺、万引き、窃盗、横領、強盗など犯罪にも繋がっています。ある親御さんは「息子が何度も刑務所に入っていて今はどこにいるかわからない」と語り、ご自身は自助グループに通いながら啓発活動に力を入れています。

今年 6 月、厚生労働省は「依存症対策総合支援事業実施要綱」を策定し自治体に通知しました。その中にギャンブル等依存症への対策の強化、「依存症治療拠点機関」の選定、地域支援ネットワークの構築が求められています。そこで本市における

2) ギャンブル依存症対策について

ア 普及啓発・情報提供について

イ 相談体制と相談員の専門性の確保について

ウ 関係機関、民間団体との連携について

■保健衛生部長

はじめに、普及啓発・情報提供についてです。

本市では、これまで、市民向け講座の開催を通して啓発に取り組んできました。また、当事者やそのご家族による自助団体が行う事業について情報提供をしてきました。ギャンブル依存症は適切な治療と支援により回復が可能な疾患である一方、依存症であるという認識を持ちにくいことや社会からの差別・偏見を恐れて早期の相談・治療につながりにくいことから、今後も、市民向け講座を

継続するほか、自助団体の活動を周知するリーフレットや冊子を活用しながら、さらなる情報提供に努めます。

次に、相談体制と相談員の専門性の確保についてです。

これまで、一般の精神保健福祉相談に加え、酒害相談という名称でアルコール依存症を対象にした専門相談を行ってきましたが、今年度からこれを依存症相談として名称をあらため、ギャンブル依存症も含めた専門相談をはじめました。専門相談にあたる職員については、多職種によるカンファレンスを実施するほか、国が行う専門研修へ派遣し、専門性の確保に努めます。

次に、関係機関、民間団体との連携についてです。

本市においては、当事者やそのご家族による自助団体の活動が活発に行われています。依存症を支援するうえでは、このような民間団体との連携が欠かせないと考えています。

また、市内でギャンブル依存症の診療を行っている医療機関はまだ多くありませんが、それらの医療機関から、治療の内容や実績について情報収集を行っています。

今後、自助団体や医療機関と連携を密にすることで、ギャンブル依存症で悩む方を、早期に支援や適切な治療につなぐことのできる体制を強化していきます。

■再質問

ギャンブル愛好家と依存症は全く違います。ギャンブル依存症は病気だということ、早めの相談・治療が必要だということを周知する必要があります。こころの健康センターのパンフレットには、今後、ギャンブル依存症に関する相談窓口を明示することが必要と考えます。それによって悩みが自覚され、相談しやすくなると考えますがいかがでしょうか。

■保健衛生部長

ギャンブル依存症を認識してもらうためにも、またギャンブル依存症も相談の対象であるということを周知するためにも、議員おっしゃる取り組みは重要であると思いますので、こころの相談センターのリーフレットに依存症相談の内容として「ギャンブル」という文字を加えるとともに、HPを活用して情報提供をしていきたいと思っています。

連携についてですが、すでに自殺対策では「新潟市自殺対策協議会」そして「新潟市自殺対策実務者ネットワーク会議」があります。ギャンブル依存症対策もその協議会のノウハウを参考に当事者団体、回復プログラムに取り組んでいるグループなども含めて、当事者理解と回復を共に考えを担っていく連携が必要と考えます。神奈川県にある久里浜病院は国の委託を受けて「ギャンブル依存症に関する全国実態把握調査」を行い、依存症治療の拠点事業を行っています。本市として今後、久

里浜病院の成果を市内の医療機関や相談体制の研修、ネットワークの構築に活かしてほしいと思います。

最後に予防教育についてお聞きします。

IR 推進法の成立の議論の中でも、若い人への悪影響が指摘されていました。パチンコやスロットはテレビのコマーシャルや折り込み広告など情報が日常に溢れ、ギャンブルは危機感や罪悪感なく生活の中に侵入しています。若い時にギャンブルを始めると依存症になるリスクが増え、かつ治療は早ければ早いほど回復しやすくなると言われています。

「依存症対策総合支援事業実施要綱」には、例として小冊子・リーフレットの作成および配布など情報提供が重要とされています。当事者団体も若い人向けに漫画の啓発冊子を作成しています。

3) 予防教育をどのように進めてくのか お聞きします。

■保健衛生部長

学習指導要領には、ギャンブル依存症についての記述はなく、本市では、ギャンブル依存症に特化した指導は行っていませんが、体育、保健体育では、喫煙、飲酒、薬物乱用の怖さを理解し、欲求やストレスに対して、自分にあった対処法を身に付けられるようにすること、道徳では、衝動にかられて行動することなく、望ましい生活習慣を身に付け、生活を豊かなものにすることなどの授業を行っています。

これらの授業を、今後も継続、充実させることが、依存症の予防につながると考えます。

ギャンブル依存症は本人だけの問題ではなく、周りを巻き込み社会に大きな影響を与えます。社会はギャンブル依存症についてようやく目を向け始めています。本市において、依存症になる前の予防、悩んだ時の相談、依存症になっても治療できる医療機関、回復のためのプログラムと施設の準備等、ぜひ力を入れていただきたいと思います。